

一般職員に対する採用時教養実施要綱の制定について（例規）

（最終改正：令和6年3月18日 教第21号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

一般職員に対する採用時における学校教養を効果的に推進するため、その採用時教養実施要綱を別記のとおり定め、平成16年8月25日から施行することとしたので、積極的かつ効率的な教養を推進されたい。

なお、「一般職員に対する教養実施要綱の制定について（例規）」（昭和63年3月7日付け教第35号）は、廃止する。

別記

一般職員に対する採用時教養実施要綱

第1 趣旨

複雑多様化する警察事象に的確に対処し、県民の信頼と期待に応えていくためには、平素、警察官と一体となって業務を行う一般職員の資質、能力を高め、もって警察組織全体の職務執行能力の向上を図ることが重要である。

このような観点から、本要綱は、採用直後の一般職員に、警察職員としての職責の自覚を促し、使命感を植え付けるとともに職務に必要な基礎的知識、技能を修得させるため、必要な事項を定めるものとする。

第2 教養期間及び場所

一般職員採用時教養（以下「一般職員初任科」という。）の教養期間は、4週間とし、採用直後に和歌山県警察学校（以下「警察学校」という。）に入校させて実施するものとするが、警察学校の入校状況や諸事情を勘案して、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）は、警察学校長（以下「学校長」という。）、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）と協議して、当該入校期間を前期・後期に分割して入校させることができるものとする。

第3 教養対象者

1 新たに採用された全一般職員を教養対象とする。ただし、その職務の性格等から次に掲げる職員について、教養課長は、警務課長と入校の必要性を個別に検討し、入校を免除することができるものとする。

- (1) 専門的な職務に従事し、かつ、高度の知識、技能を有する職員
鑑識関係の研究職、通訳、教育主事等
- (2) 専門技術により、警察執行務に供する物的施設、装備等の維持管理に携わる職員
自動車整備士、航空機整備士、ボイラー技士等
- (3) 専門的な知識、技能により医療等の業務に携わる職員
医師、保健師、看護師等
- (4) 単純労務に携わる職員
用務員、調理員、守衛等
- (5) 独自の専門的教養を受ける職員

交通巡視員、少年補導員、術科指導員等

- 2 入校を免除した者に対しては、所要の教養を行うものとする。

第4 教養内容

1 教科課程

一般職員初任科の教科課程は、「一般職員初任科教科課程」（別表第1）のとおりとする。

2 教授細目

一般職員初任科の教授細目は、「一般職員初任科教授細目基準」（別表第2）のとおりとする。

3 授業計画

学校長は、教養の実施に当たり、授業計画を策定するものとする。

この場合において、授業の単位は時限とし、1時限は80分とする。

第5 教養実施上の留意事項

教養の実施に当たっては、社会情勢や教養の重点を的確に把握し、各種資料や視聴覚教材の活用を図るほか、部外講師の積極的な活用や班別討議を導入するなど、教養内容、教育技法等の改善を行い、効果的・効率的な教養の実施に配慮するものとする。

（別表省略）